

第8回 北海道TPP協定対策本部会議 議事録

日時 ; 平成29年11月13日(月)

17:50~18:05

場所 ; テレビ会議室

≪議事概要≫

【山谷副知事】

ただいまから、「北海道TPP協定対策本部会議」を開催します。

それでは早速議事に入ります。総合政策部長から、11か国によるTPP協定の大筋合意について、説明をお願いします。

【佐藤総合政策部長】

はじめに、TPPについては、11月10日、ベトナム・ダナンで開催された閣僚会合において、米国を除くTPP参加11か国による大筋合意について確認され、11日に、共同議長を務める日本の茂木経済再生担当大臣とベトナムのアイン商工大臣が記者会見を開き、新しい協定の大筋合意を発表したので、現時点で明らかとなっている情報をまずは共有します。

資料1をご覧ください。TPP協定の経過について、概略を説明します。TPPは、平成22年に8か国によって交渉が開始され、25年には日本も交渉に参加し、27年10月5日に参加12か国により大筋合意に至り、翌28年2月4日に署名され、我が国も国内手続きを終えていたところです。

一方、29年1月に米国大統領に就任したトランプ氏が協定からの離脱を表明したことから、これまで、米国を除く11か国により、協定の早期発効を目指して協議が続けられてきました。先週、11月10日のTPP閣僚会合において、新しい協定の合意が確認されたところです。

資料2をご覧ください。新しい協定は、名称が「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定」、略称が「CPTPP」とされました。条文の概要としては、第7条までの構成となっており、第3条では、6か国の締結完了とする効力発生が記載されています。

次のページをご覧ください。(3)の凍結項目として、ISDS関連や著作権等の保護期間、政府調達などの20項目に関して列記されていますが、農林水産物の関税など、物品市場アクセスについては、当初の協定の合意内容が基本的に維持されています。なお、国有企業やサービス・投資など4項目について、詳細を署名までに具体化することとされています。

次のページをご覧ください。(4)の署名については、協定の法技術的チェック等の作業の終了後に、署名予定とされています。(5)の見直し条項についてです。TPP12の発効が見込まれる場合、または、見込まれない場合に、いずれかの協定締約国の要請があったときは、この協定の見直しを行うこととされており、日米FTAなど、米国の復帰が完全に見込まれない場合には、協定の見直しを行うこととなっています。

以上、現在は、限られた情報しか明らかにされていないことから、国に説明を求めるなど、情報収集を進める必要があると考えており、各部におかれても、関係分野の情報収集をよろしくお願ひしたいと思います。

今後の手続きにはまだ不明な点が多いですが、CPTPPは発効に向けて動き出すこととなります。国は、先般、大枠合意に至ったEUとのEPAとあわせて、このたびのCPTPPも踏まえて、「総合的なTPP関連政策大綱」を改訂し、必要な対策を実施するとしています。こうしたことから、今後、予定されている補正予算の編成等に向けて、国に対し、北海道に必要な対策を引き続き要望していく必要があり、皆さんには、国や関係団体、地域からの情報収集や影響・効果の精査など、引き続き、よろしくお願ひしたいと思います。

【山谷副知事】

この件に関し、何かご発言等がありますか。

【小野塚農政部長】

ただいま、総合政策部長から説明がありましたとおり、このたびの大筋合意においては、農産物の関税など、物品市場アクセスについて、当初の協定の合意内容が基本的に維持されましたことから、乳製品や牛肉・豚肉、畑作物等の関税の撤廃や削減などによる本道農業への影響が懸念されますので、その再生産が可能となるように国において、体質強化や経

営安定に向けた万全な対策が講じられることが必要であると考えています。

また、こうした中、例えば、乳製品での低関税の輸入枠、いわゆるTPP枠ですとか、牛肉・豚肉でのセーフガードの発動基準については、米国からの輸入量も踏まえたものとなっている一方で、今回の新協定では、先ほどもお話がありましたとおり、見直し条項が規定され、12か国によるTPPの発効が見込まれない場合等において、いずれかの締約国の要請があったときは、この協定の見直しを行うこととされています。

農政部としては、米国との関係を含む、今回の合意内容の詳細等について、情報収集に努めながら、大筋合意の影響などの精査に取り組むとともに、本道農業が新たな国際環境に置かれる中、競争力の強化に必要な施策にしっかりと取り組んでいきたいと考えています。

【幡宮水産林務部長】

水産林務部としても、農政部と同様に、今回の合意内容の詳細について、情報収集に努め、影響などの精査に取り組んでいきます。そして、競争力強化に必要な施策について、国とも連携して、しっかりと取り組んでいきたいと思っています。

【山谷副知事】

各部等、それぞれ連携をしながら、国から情報収集を密にとり取り組んでいくことが重要と思います。それでは、最後に知事から一言お願いします。

【高橋知事】

今日は決特の審査の最中ということで、ご多忙の中、こうやって集まっていたき、お疲れさまです。米国を除く11か国による新たなTPP協定の大筋合意を受けての今回の会議です。

今、総合政策部長から説明があったとおり、11月10日の夜、ベトナムのダナンで開催された閣僚会合において、当初の協定内容を基本的に維持しつつ、一部、項目を凍結することで、11か国による新しい協定の大筋合意がなされたと理解しています。

農政部長、水産部長から報告があったとおり、それ以外の各部も含めて、当初の協定内容を再確認しながら、今回の大筋合意の詳しい内容について、さらに、それぞれ情報収集を進め、農林水産業をはじめ、各産業や地域経済、道民の皆さま方の生活にどのような影響、あるいは場合によってはプラスもあると思いますが、どのような影響や効果があるのか、あらためて精査をお願いしたいと思います。

そして、各振興局長におかれては、関係団体や地域の声を真摯に受け止め、今後の対策に万全を期すよう、まずは我々の情報共有をしていかなければならないと思います。

先週、道議会議長、JAの会長などにも参加をいただいて、農林水産大臣に要請を行ったところです。その要請書は参考資料4につけています。本道の基幹産業である農林水産業は、このたびのTPP11、米国抜きの大筋合意をはじめ、EUとのEPAなど、新たな国際環境下においても、競争力のある産業として育てていくことが何より重要であると、この点を大臣の前でも強調したところです。

国に対しては、迅速かつ丁寧な説明をまず求めていかなければなりません。加えて、北海道の基幹産業であり、日本国全体の食料供給基地としての北海道の重要な役割はますます高まっていますので、そういった意味でも、農林水産業の再生産が可能となるような、万全な対策を引き続き求めていく必要がありますし、道庁としても、積極的に施策を展開していかなければならないと思います。

各部、各振興局は、今日の会議の趣旨を踏まえて、それぞれ活動していただきたいと思います。

【山谷副知事】

以上で、北海道TPP協定対策本部会議を終了します。